

■ キットの利用フロー図

I. 施設に医師が常駐している場合

(1) 希望の有無等の確認

- ・ 都道府県を經由して、厚生労働省に配布希望の申込み。

- キットの活用希望がある
- キットの利用が可能な体制（医師が常駐）がある

(2) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・ キットを受領し、キットの適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるような施設内外の対応フロー等を整理。

- 施設内外の対応フローが整理済

(3) キットを利用した検査の実施

- ・ 体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、検査を実施。
(※ 検査には医療従事者が立ち会う。)

陽性

陰性

(4 a) 陽性の者への対応

- ①現場の医師が確定診断まで行う場合
 - ➔確定診断を行い、患者と診断された場合は保健所に報告
 - ➔保健所において、濃厚接触者の特定等を実施
- ②現場の医師が確定診断を行わない場合
 - ➔当該医師から、確定診断を行える医療機関を紹介。
 - ➔確定診断の結果、患者と診断された場合は保健所に報告。

(4 b) 陰性だった者への対応

- ・ 偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養を促す。
- ・ 症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。
(医師が常駐する施設で、陰性の確定診断が付く場合を除く。)

Ⅱ. 施設に医師が常駐していない場合

(1) 希望の有無等の確認

- ・キットを使用して陽性だった場合に備え、非常駐の配置医師又は連携医療機関との連携を確保
- ・本事務連絡に基づき、抗原簡易キットの使用を希望する場合は、都道府県を經由して、厚生労働省に配布希望の申込み。

- キットの活用希望がある
- キットの利用が可能な体制（非常駐の配置医師又は医療機関との連携）がある

(2) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・検体採取に立ち会う職員を定め、当該職員及び施設長が、検査に関する研修を受講するなど検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを受領して、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう施設内外の対応フロー等を整理。

- 検査を実施できる体制・環境（検体採取に立ち会う職員を定め、当該職員及び施設長が、検査に関する研修を受講する）が整備されている
- 施設内外の対応フローが整理されている

(3) キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、検査を実施。
(※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、非常駐の配置医師や医療機関との連携の下、研修を受けた職員が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。)

陽性

(4 a) 陽性の者への対応

- ・非常駐の配置医師や連携医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に報告。

陰性

(4 b) 陰性だった者への対応

- ・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養・受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。